



● ゆら・山崎法律事務所 ● 〒640-8331 和歌山市美園町5丁目1番地の2 新橋ビル6階
 ● TEL073-433-5551 FAX073-433-5567 <http://www.yura-yamasaki-houritu.jp/>
 ● 発行責任者/織部利幸

ゆら・山崎法律事務所創設5周年記念企画 ナターシャ・グジー 東日本大震災支援チャリティーコンサート

撮影：広河隆一



ゆら法律事務所と山崎和友法律事務所が一つとなり、ゆら・山崎法律事務所を創設して今年で5周年を迎えることとなりました。また、今年は、山崎和友法律事務所開設35周年、ゆら法律事務所開設20周年にもあたります。

これもひとえに、皆様方のご厚情とご支援のおかげと深く感謝申し上げます。今後とも、どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、創設5周年にあたり、記念の催しとして、「ナターシャ・グジー東日本大震災復興支援チャリティーコンサート」を企画させていただきました。チェルノブイリ原発事故の被災者であるナターシャ・グジーさんは、今、東日本大震災の復興支援に尽力されています。復興への想いをのせた彼女の素晴らしい歌声をお聴きいただければと思っています。

ぜひ、ご参加をお願いいたします。

ナターシャ・グジーさん

プロフィール

ウクライナ生まれ。
 6歳のとき、1986年4月26日未明に父親が勤務していたチェルノブイリ原発で爆発事故が発生し、原発からわずか3.5キロで被爆した。その後、避難生活で各地を転々とし、キエフ市に移住する。
 1996年・98年救援団体の招きで民族音楽団のメンバーとして2度来日し、全国で救援公演を行う。
 2000年より日本語学校で学びながら日本での本格的な音楽活動を開始。
 その美しく透明な水晶の歌声と哀愁を帯びたバンドウーラの可憐な響きは、日本で多くの人々を魅了している。

ご参加いただける方へ

- ☆ コンサートへのご参加には参加協力券が必要ですので、事前に当事務所までご連絡いただき、お求め下さい（当日券はございません）。
 なお、お席に限りがございますので、お早めにお申し込み下さい（満席の場合はご容赦下さい）。
- ☆ コンサート終了後、別室で「記念のつどい（夕食会）」を予定しています（参加費は5,000円）。ご参加いただける方は、お早めにご連絡下さい（満席の場合はご容赦下さい）。
- ☆ 詳しくは、当事務所までお問い合わせ下さい。

日時 2011年9月3日(土)
 午後5時開演(午後4時30分開場)
 (公演時間は1時間30分の予定)

場所 ホテルアバローム紀の国
 2階 鳳凰の間

(和歌山市湊通丁北2丁目1-2 TEL 073-436-1200)

参加協力券 一般 3,000円
 高校生以下 1,500円
 (事前にお求め下さい。当日券はございません。)

お問合先 ゆら・山崎法律事務所
 創設5周年企画実行委員会
 (TEL073-433-5551 ゆら・山崎法律事務所内)

東日本大震災の被災地・宮城県に行きました

弁護士

山崎 やまさき

和友 かずとも



2. 相談の内容としては、津波で基礎以外は跡形もなく流された家の住宅ローンの支払いや死亡した亡夫の父名義の農地や宅地の相続問題など深刻なものでした。

しかし、相談そのものはそんなに多くはなく、これからどうなるのだろうという見通しの立たない不安の中で避難生活を送っている被災者を前に私たちに何ができるのだろうかと考え込んでしまいました。

私は、南三陸町の被災現場を見ませんでしたでしたが亘理町とその南隣の山元町の現場に行きました。海岸線に沿って疎らに残っている松林から3〜4kmはあるだろうと思われる両町の平らで広大な土地を津波が襲い、数える程しか家は残っていませんでした。私たちが案内してもらったタクシートの運転手さんの話では、そこは水田と苺畑とがあり、苺御殿と呼ばれる立派な家が建っていたとのことでしたがそれを思い起こさせる家も畑も水田もありませんでした。

3. 3月11日の地震で家族を

失い、家を失い、仕事を失った人たちが4カ月を過ぎても住んでいた土地に帰れず、仮設住宅という新たな避難所に移った人もありますが元の生活には戻れないままになっていきます。

国も自治体も、このような被災者に具体的な見通しを示せないまま放置しているように見えます。3月11日に起きた地震と津波は天災ですが、その後為すべきことをしないで月日を徒過し、被災者に苦痛を与えているのは政治による人災です。

和歌山弁護士会会長に就任して

弁護士

由良 ゆら

登信 たかのぶ



名が和歌山市に事務所を置いていて、橋本市に2名、御坊市に2名、田辺市に11名、新宮市に3名がそれぞれ事務所を置いています。和歌山市に集中・偏在しているといえます。

本年4月1日から和歌山弁護士会会長に就任しております。

現在、和歌山弁護士会には、121人の会員が登録されています。そのうち、103

社会における「信頼しうる正義の担い手」としての役割が期待されています。

弁護士会執行部としてましては、この弁護士の業務が円滑に行なわれるよう会運営をし、各種委員会活動を通じ、人権問題や社会的問題に提言を発してゆくということになります。

特に今年度、重点的に取り組んでいる点を挙げますと、第1に東北地方太平洋沖地震への支援で、会として義捐金を募り、岩手・仙台・福島

の三弁護士会と東北弁連にお届けしました。また、被災地での法律相談に2度会員を派遣いたしました。そして、南海・東南海地震発生時の対応マニュアルづくりに着手しています。

弁護士は、在野法曹として「基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命」（弁護士法）とされており、市民にとって「頼もしい権利の護り手」であるとともに、

平成23年度和歌山弁護士会新役員就任



和歌山弁護士会新役員就任披露の会

6人の労働者が職場復帰

ます。県下全体を見たとき、和歌山市以外での裁判所の体制は不十分で、労働審判や裁判員裁判も支部ではできていません。御坊支部には裁判官が常駐していませんし、橋本・妙寺地域には地方裁判所の支部が必要ですが、廃止されたままの状態に置かれています。市民の視線で司法を見直し、市民にとって身近で利用しやすい司法にするために提言をとりまとめ、県下の司法改革を推進してゆきたいと考えています。

日相談も委員会で検討してもらっています。

第4に、裁判員裁判が始まって2年が経過しますが、裁判を短時間で終わらせようとして、法律で保障されている刑事被告人の防禦権が侵されていないか、弁護活動に支障が生じていないかという面での検証をしてゆきたいと思っています。

そのほか、司法修習生の給費制打ち切りの問題、適正な法曹人口にするための方策等、取り組むべき課題はたくさんありますが、市民の皆さんのご意見を伺い「市民のための司法」実現のために一歩ずつ前進してゆきたいと思っていますので、よろしく願います。

第3に、弁護士会が行なっている法律相談センターが市民の皆さんに十分利用されていません。市民の皆さんが利用しやすい、夜間相談・休



最近、労働者の雇用状況は益々厳しくなっているように思います。例えば、短期雇用派遣、サービス残業、長時間労働など。

今回は、1年間の雇用期間で契約をした6人の労働者が、1年目の契約の更新時に

弁護士 丸山 哲
まるやま さしる

更新を拒否された事案をご紹介します。

皆さんは、1年の雇用期間であれば、1年後に会社を更新するかしないかは自由だから、更新を拒否されても仕方ないとお考えでしょうか。

しかし、法律は、常に会社の自由とは考えていません。

例えば、何度も契約が更新されている場合や、契約を更新されることを前提として契約をした場合、会社は、契約を更新しないことが不合理ではないことを証明しなければ、契約の更新を拒否できません。

今回の事案は、1年間という契約期間で1度も更新されたことはなかったのですが、3年間の雇用継続を前提とした契約でした。そこで、裁判所に、雇用継続を認めるように申し立て、3年間の雇用を前提とした和解が成立しました。

私は、この事案を通じて、大切なことを学びました。それは、人は、1人では頑張り抜くことが難しいということです。当たり前のことかもしれませんが、実際に体験してみると、このことが非常に

くわかります。

この事案では、6人の方が契約の更新を拒否されました。しかし、皆で励まし合い、雇用期間終了後も毎日出勤しては、作業することなく帰られる日々が続きました。収入もなくなり、生活が苦しくなりました。和解が成立するまで約半年も必要でした。毎日が不安で一杯だったと思います。

もちろん、弁護士が不安を取り除く努力をしなければなりません。しかし、それには限界があります。

そんな時、周りで支える人々が、非常に大きな存在となります。実際、家族に加え、地域や労働組合が全面的に支え、6人を励まし続けました。その結果、1人も欠けることなく全員が会社に復帰することが出来ました。

私も我が事務所も、労働者を支えてゆける事務所であるため、これからも日々努力していきます。

退職のごあいさつ

かわもと ちよ
川本智代



ゆら・山崎法律事務所において、山崎和友弁護士、由良登信弁護士の御指導の下、また丸山哲弁護士と励まし合いながら、弁護士業務に励んで参りましたが、このたび、育児に専念するため、一旦弁護士業務をお休みすることに致しました。

弁護士登録をしてから2年3ヶ月という短い期間ではございましたが、この和歌山の地で様々な事件に取り組む中で、依頼者に寄り添い、共に問題を解決していくという弁護士業務の醍醐味を経験することができましたこと、ひとえに皆様方のご厚情と温かいご指導によるものと心から感謝しております。

いつの日かまた、弁護士に復帰したいと思っておりますが、今しばらくは、母親として、幼い我が子とふれあう時間を大切にしていこうと思っております。

末文ながら、今後の皆様方のさらなるご活躍を祈念しております。



海南海草地方における 労働相談

海南海草地区労働組合協議会
事務局長

岡室 一彦



昨年9月に海南海草地方において、労働相談所（教育相談も含めて）を開設しました。

昨年度の相談件数は、10数件。相談内容は、不当解雇やパワーハラスメント、精神疾患に関わることなど、多岐にわたっています。

その中には、弁護士に対応してもらわなければならないものもあります。裁判になっている堂本幸宏さんの事件もその一つです。

運送会社で働く堂本幸宏さんは、労働相談所を訪れ、「残業手当を支払ってもらえない」「不当な出勤停止命令を受けた」など、会社での不当な扱いに我慢できないと話されました。現在、堂本さんは、和歌山地方裁判所で、未払い残業手当の請求や出勤停止命令の撤回などを求めて闘っています。私たちも、彼を支援するために「堂本幸宏さんを励ます会」を結成し、裁判傍聴や署名活動などに取り組んでいます。

これからも、私たちは、労働者、市民の助けになるよう、労働相談活動に取り組むと考えています。

夜間無料法律相談実施中!!

毎週木曜日（祝日はお休み）
午後5時30分～午後7時

お申し込みは予約制です。
相談希望日の前日までに事務所へお電話ください。

ホームページを
開設しました!!
ぜひ、ご覧下さい。

<http://www.yura-yamasaki-houritu.jp/>

ゆら・山崎法律事務所

検索



編集後記

ゆら法律事務所と山崎和友法律事務所が一緒に、早いもので、今年で5年を迎えます。

9月3日（土）に開催します創設5周年記念企画。日頃からお世話になっている皆様と交流を深める場になればと願っています。

「コンサート」と「つどい（夕食会）」への皆様方のご参加をお待ちしています。（織部）